

第4 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく手続

1 届出の義務

県条例においては、特定施設の設置等について所用の届出が義務づけられており、知事（岡山市、倉敷市では当該市の市長）に必要な事項を届け出なければならない。

2 届出の種類

届出の種類は「6 県条例に基づく届出の種類」のとおりである。

3 届出に係る規制措置

(1) 計画変更命令等（県条例第57条、120条）

知事は、特定施設設置届出又は特定施設の構造等変更届出があった場合において、排出水の汚染状態が排水基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、届出者に対して計画の変更又は廃止を命ずることができる。

この命令に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる。

(2) 実施の制限（県条例第58条）

特定施設設置届出又は特定施設の構造等変更届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る設置、変更の工事をしてはならない。

ただし、知事が、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施制限の期間を短縮することができる。

4 提出部数

正本及びその写し各1通が必要

5 特定施設設置（使用、変更）届出書の記入要領及び記入例

第2「水質汚濁防止法に基づく手続」を参照

6 県条例に基づく届出の種類

申請・届出の種類	申請・届出が必要な場合	申請・届出時期
【県条例第54条】 特定施設設置届出	・「特定施設」を設置しようとするとき	工事着手予定日の60日前まで
【県条例第55条】 特定施設使用届出	・条例の改正により新たに指定された「特定施設」を既に設置しているとき	特定施設となった日から30日以内
【県条例第56条】 特定施設の構造等 変更届出	次の事項を変更しようとするとき ・特定施設の構造 ・特定施設の使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の汚染状態及び量 ・用水及び排水の系統	工事着手予定日の60日前まで
【県条例第63条において 準用する第12条】 氏名等変更届出	次の事項に変更があったとき ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
【県条例第63条において 準用する第12条】 特定施設使用廃止届出	・特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
【県条例第63条において 準用する第13条】 承継届出	・特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき	承継等があった日から30日以内